

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和2年2月12日 15時20分ごろ
発生場所	京浜港川崎区の企業専用棧橋 川崎東扇島防波堤西灯台から真方位328° 1.4海里付近 （概位 北緯35° 30.0′ 東経139° 44.1′）
事故の概要	油タンカー第八しおた丸は、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和2年4月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 第八しおた丸、499トン 141510、塩田油槽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に凹損 棧橋 棧橋手すりに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.3m 川崎市には、令和2年2月12日15時04分に強風注意報が発表 され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、船長が、南西風10m/s～13 m/s の状況下、乗組員を船首尾に配置し、右舷錨を投下して船首を北 東方に向け、左舷着けで着棧作業中、接近速力が約3ノットの対地速 力で速かったので、全速力後進としたものの、左舷船首部が棧橋に衝 突した。 船長は、棧橋に寄せられる風を考慮し、右舷錨を投下後に棧橋に接 近させていたが、棧橋に寄せられる風が強かったので、綱取りボート に係船索を渡し、棧橋から離れた位置で係船索をとって着棧するべき であったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風注意報が発表され、南西の風10m/s～13m/s の状況 下、船長が、右舷錨の投下により接近速力を抑えることができると思 い、着棧作業を行ったことから、風に圧流され、全速力後進としたも の、左舷船首部が棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、強風注意報が発表され、南西の風10m/s～13m/s の状 況下、船長が、右舷錨の投下により接近速力を抑えることができると 思い、着棧作業を行ったため、本船の左舷船首部が棧橋に衝突したも のと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 強風注意報が発表されている状況下においては、あらかじめ綱取りボート等の援助を得て着棧すること。
--------------	---